

著作権規定

特定非営利活動法人日本火山学会著作権規定

2004年5月12日制定

1. 特定非営利活動法人日本火山学会が発行する出版物に掲載された論文, 記事等の著作物の著作権（著作財産権, copyright）は, 特別の断わりがない場合は特定非営利活動法人日本火山学会に帰属する.
2. 当該著作物の一部あるいは全部を複製, 引用, 転載する場合は, 第3項および第4項に定める場合を除いて, 事前に本会の許可を得るものとする.
3. 当該著作物の一部を研究, 教育, 普及等の非営利目的のために複製, 引用, 転載する場合には, 本会の許可を必要としない. ただし, その場合には当該著作物の出典を明示しなければならない.
4. 著者が研究・教育・普及等の非営利目的で当該著作物の一部あるいは全部を複製, 引用, 転載する場合には, これを妨げない.
5. 著作権の運用にあたって, 本会は著作者人格権に十分留意するものとする.

付則 本規定は2005年1月1日から施行する.